

## 総務常任委員会記録

令和8年3月11日（水）於 第1委員会室  
開会 午前10時00分  
散会 午前11時36分

### ○出席委員（7名）

2番 工藤 裕介 委員      11番 坂本 崇 委員      14番 畑山 聡 委員  
17番 千葉 浩規 委員      19番 外崎 勝康 委員      25番 佐藤 哲 委員  
27番 清野 一榮 委員

### ○出席理事者（12名）

総務部長	堀川 慎一	人事課長	福士 太郎
都市計画課長	小倉 洋幸	公園緑地課長	鳴海 淳
防災課長	福士 智広	防災参事	石岡 勝利
契約課長	成田 政嗣	環境課長	葛西 正樹
選挙管理委員会事務局長	奈良 道明	選挙管理委員会事務局長	笹 広人
相馬総合支所長	工藤 浩	相馬総合支所総務課長補佐	田澤 千佳

### ○出席事務局職員（2名）

局長 西谷 慎吾      書記 外崎 容史

---

【午前10時00分 開会】

○委員長（外崎勝康委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。  
本日の案件は、1、付託案件の審査について。2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についての以上2件であります。

初めに、案件1、付託案件の審査を行います。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案7件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

---

### 議案第17号 弘前市事務分掌条例の一部を改正する条例案

○委員長（外崎勝康委員） まず、議案第17号弘前市事務分掌条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第17号弘前市事務分掌条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本議案は、都市整備部の分掌事務としている「公園及び緑地に関する事項」のうち、健康子ども部の所管に属するものを除く「鷹揚園及び藤田記念庭園に関する事項」を観光部の分掌事務とするため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、お手元の資料を御覧くださいようお願いいたします。

こちらの観光部及び都市整備部組織図案は、左側が現行の組織体制であり、右側が令和8年度からの組織体制案となっており、変更箇所を朱書きで表示しております。

当市を代表する重要な観光資源である鷹揚園及び藤田記念庭園のさらなる活用を図り、市民や観光客による地域経済の好循環をさらに生み出すため、鷹揚園及び藤田記念庭園を所管する公園緑地課を都市整備部から観光部に移管することとしております。

一方、市内各所にあります都市公園及び緑地等につきましては、良好な景観の形成や憩いの空間としての利用など市民生活に密接した身近な施設であり、都市計画法や景観法などを踏まえた調和が重要であることから、都市計画課へ移管し、引き続き都市整備部において所管するものであります。

このため、弘前市事務分掌条例第3条につきまして、観光部の項に、健康子ども部の所管に属するものを除く「鷹揚園及び藤田記念庭園に関する事項」を加え、都市整備部の項の「公園及び緑地に関する事項」に「他の所管に属するものを除く。」との括弧書きを加えようとするものであります。

附則につきましては、本条例の施行期日を令和8年4月1日とすることを規定しているほか、弘前市みどりの条例第16条で規定している審議会に係る庶務につきまして、都市整備部公園緑地課から都市整備部都市計画課へ改正することを本改正条例案の附則で定めるものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず、1回目は三つあります。

一つは、この組織図にもあるわけですが、公園緑地課の鷹揚園、つまり弘前公園に関わる業務の中に公園内の文化財の保護に関するものもあるのですが、一方、観光部の所掌事務は、2のところに文化に関する事項で、括弧して文化財の保護に関するものを除くとしているわけです。

そこで、文化財の保護の所管はどうなるのかと。観光部所管として文化財の保護に関するものを除くということと矛盾しないのかということが一つです。

二つ目は、配付資料では公園緑地課を観光部へ移管するとなっており、また、今の改正の説明では、公園緑地課が鷹揚園及び藤田記念庭園の業務を担うことになっていると。その一方で、都市公園や緑地に関することは都市計画課に業務を移管するということでした。

そこで、このように今までは一つの課であったものが二つの課に分かれてしまうわけけれども、これまでの仕事を進めるのに、簡単にきっぱりと分けることができるようすみ分けだったのかなと。職員録を拝見すると、今、管理係にも事業係にも、どちらにも桜守がおられるということがあって、きっぱりと分かれることができるのかなという疑問があります。

もう一つは、観光部の所掌事務の3のところに、健康子ども部の所管に属するものを除くと

なっているのです、これはどういう意味なのかということですので答弁をお願いします。

○人事課長（富士太郎） まず、三つのうちの二つ目です。

観光部が所管すれば、文化財の保護に関するものを除くの部分と矛盾しないかという問いですけれども、観光部では、文化芸術の振興のほか、市民会館や文化センター等の文化施設を所管するなどしております。観光部では、主に教育委員会が中心となって担っています文化財の保護に関するものを除いた文化に関する事項を所掌しております。そのため、事務分掌条例の規定において、文化に関する事項から文化財の保護に関するものを除いているものであります。

このたび、都市整備部から観光部に事務移管をする鷹揚園及び藤田記念庭園は、公園の一つに位置づけられているものでありまして、これらは文化に関する事項に含まれないことから、条例上の矛盾はないものと考えております。

二つ目、業務体制のことですけれども、桜守3名のうち1名については、主に都市公園や緑地の維持管理などの技術的な業務に従事しながら、桜守の業務を行ってきたところでありますが、基本的には弘前さくらまつりなどの繁忙期を除きまして、現在、鷹揚園及び藤田記念庭園に関する事務と都市公園及び緑地に関する事務で役割分担しながら業務を執行しており、組織改正後も、これまでの役割分担が基本となるものであります。

なお、個々の職員の配置先や担当事務については、人事異動の全体調整の中で検討されるものであります。

最後、三つ目、健康こども部の所管に属するものとはということですが、健康こども部の所管に属するものについては、鷹揚園——弘前公園内にあります庭球場——テニスコートの部分でありまして、こちらは都市公園内の有料公園施設として位置づけられておりまして、市民のスポーツを通じた健康づくりや体力増進を図り、市民一人一人、生き生きとした生活の実現を図ることを目的として設置しておりまして、引き続き健康こども部スポーツ振興課が所管するものであります。

○17番（千葉浩規委員） 今までであれば、まつり期間とかであったら公園緑地課が、お互いに支援しながら業務を進めてきたのかなというふうに思うわけです。そして、今回、この公園緑地課が観光部の所管になったといった場合、職員体制はどうなるかということと、あとまつり期間などの繁忙期の支援というのはどのようになっていくのかということについて答弁をお願いします。

○人事課長（富士太郎） 移管後の公園緑地課につきましては、鷹揚園及び藤田記念庭園に関する事務を所掌するため、現在の管理係及び弘前城整備活用推進室を合わせた人員体制を基本としまして、都市計画課に移管する都市公園及び緑地等に関する事務、あとは野外活動施設に関する事務などを所掌する人員体制につきましては、現在の公園緑地課内の事業係と同規模を基本に都市計画課に配置することとして考えております。

なお、鷹揚園内のまつり開催などに係る繁忙期の対応については、基本的には観光部内での応援体制を考えております。

○17番（千葉浩規委員） 今、部長からの説明を聞いて、ちょっと心配になったのですが、文化財は、有形・無形を問わず先人の生きたあかしであって、現在・未来に生きる貴重な財産だというふうに思っています。

最近、政府の方針では、文化財を観光などに活用して、文化財で稼ぐということに重点が置かれているということですが、この活用という名の下に、文化財の保護が曖昧にされて破壊や毀損されることは、やっぱりあってはいけないというふうに思うわけです。活用をする

場合も、修理・修復して、保存していくということは、やっぱり欠かせないことだということです。

そこで、公園緑地課が観光部の所管になるということで、この文化財で稼ぐということに重点が置かれて、保存が曖昧にされるといったことはないのかというのが心配なので、その点について答弁をお願いしたいと。

もう一つは、やっぱり地域の公園の管理業務を都市計画課に移管するというものだけでも、4月から早速、町会の公園清掃が始まるということなので、今、この時点だと誰もが公園緑地課だと思っているので、もう急いで今後周知しなければいけないのではないかなと思うのです。

それで、今回のこの変更についての市民への周知ということについては、どのようにお考えなのか答弁をお願いします。

**○人事課長（福士太郎）** まず、一つ目、文化財で稼ぐことに重点が置かれ、保存が曖昧にされるようなことがないのかという御質疑ですけれども、本市には多種多様な文化財が数多く残されておりますが、市の最上位計画である弘前市総合計画において、郷土を愛する心を醸成するための重要な存在として、また、交流人口の増加や観光振興による地域活性化に欠かせない存在として位置づけておまして、その価値の磨き上げと魅力の発信に向けて、史跡等公開活用事業などの様々な取組を推進しております。

一方、文化財は、一度壊れてしまったりすると、修理・修復が困難となれば、その価値が永遠に失われてしまうこととなりますので、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識の下に、適切な取扱いがなされることが必要であると考えております。

そのため、文化財の保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならない一方で、適切な活用により文化財の大切さを多くの人々に伝え、理解を促進していくことが重要であることから、史跡弘前城址の保存をしっかりと行いながら、さらなる活用を図ってまいりたいと考えております。

二つ目、市民への周知のほうですけれども、まず4月1日号の広報ひろさきと、市ホームページのほうでも周知を行います。議員からお話のあった都市公園の維持管理について御協力いただいています町会のほう、今年度は117町会でありましたけれども、そちらのほうには、本条例案の可決後、速やかに文書を発送するなど、次年度の業務に滞りのないよう適時適切に情報の周知を図ってまいります。

**○14番（畑山 聡委員）** 大体分かってきましたけれども、観光部のほうに公園緑地課を属させることで、主にその内容は鷹揚園、藤田記念庭園なのだと。今、お話がありましたけれども、そのほかの都市公園、児童公園等は都市整備部で管理すると。何課で管理することになるのですか。

**○人事課長（福士太郎）** 都市整備部都市計画課の中に今ある事業係を移管しまして、名称のほうについても、この後規則で制定しますけれども、都市公園係という名前に変えまして、今までの公園緑地課の事業係を都市公園係ということで、都市計画課の中に設置したいと考えております。

**○委員長（外崎勝康委員）** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（外崎勝康委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

---

#### 議案第18号 弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第18号弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第18号弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例案は、地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正内容について御説明いたします。

改正内容は、現行の地方自治法施行令第173条の4が第173条の5と改められ、引用条項に条ずれが生じることから、条例第2条の規定中、「地方自治法施行令第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改めようとするものであります。

附則は、本条例の施行期日であります。昨年11月に公布された政令により、今回改正された地方自治法施行令の施行期日が令和8年9月24日と定められたことから、同日を施行期日とするものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 今回、この条例改定案というものが出ましたけれども、私としても初めてのことなので、この機会ですので、この条例について少しお聞きをしたいというふうに思っています。

本条例は、令和3年第1回定例会で制定に係る議案が提出されたというふうに伺っています。改めて当該条例の目的について答弁をお願いしたいと。

二つ目は、過去において、本条例の規定が実際に適用された事例はあるのかというのが二つ目です。

三つ目は、本条例の規定が適用された場合、賠償限度額というのはいかほどなのかという点について、三つ答弁をお願いします。

○人事課長（富士太郎） まず、一つ目、当該条例の目的でございますが、本条例は、弘前市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関して必要な事項を定めたもの

でありまして、市長や職員等の市に対する損害を賠償する責任について、職務を行うに当たって、善意でかつ重大な過失がないとき、いわゆる軽過失の場合は、職責等に応じて限度額を定め、限度額を超える部分を免責しようとするものであります。

二つ目、過去に当市において適用事例があるかということですが、過去の資料等を、保存されている文章を確認する限り、これまで当市において、本条例が適用される可能性がある内容で職員に対して求償した事例はないと認識しております。

最後、三つ目、賠償の限度額は幾らになるのかという御質疑ですが、本条例に規定しております基準給与年額というものがございまして、賠償限度額はその基準給与年額に対して乗数を掛けて積算しますけれども、その乗数は、市長が6、副市長と教育委員会の教育長もしくは議員、選挙管理委員会の委員または監査委員が4、農業委員会の委員または固定資産評価審査委員会の委員が2、その他の一般の職員が1と規定されておまして、令和6年度の人件費の決算で算出しますと、それぞれの賠償限度額につきましては、市長が約1億100万円、副市長が5550万円、教育長が4820万円、代表監査委員が約3590万円、その他の一般職の職員につきましては、平均となりますけれども、約500万円ほどとなっております。免責条例が適用されますと、この金額を超えた額の賠償責任が発生した場合に、その部分が免責されることとなります。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

---

## 議案第19号 弘前市消防団条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第19号弘前市消防団条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第19号弘前市消防団条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、消防団員が旅行した場合の費用弁償について、各階級の区分に属する職を市の一般職の職員の役職の区分に属するものとみなして、旅費の支給を受ける一般

職の職員の例により支給することとしておりますが、令和7年第4回定例会において、弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例及び弘前市職員等の旅費に関する条例の一部改正があり、旅行した場合の費用弁償及び旅費を原則実費支給とするほか、一般職の旅費の支給において役職の区分に係る規定を削除する改正がなされたことに伴い、消防団員が旅行した場合の費用弁償について、階級に応じた支給を廃止するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、お手元の配付資料を御覧願います。

2、改正内容について御説明いたします。

(1) 条例第9条及び別表第2に規定する階級の区分に係る規定を削除しようとするものであります。

裏面を御覧願います。

また、(2) 別表第2を削除することに伴い、別表第1を別表としようとするものであります。

3、施行日といたしまして、議員報酬条例等の改正条例の施行日に合わせて、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） この際ですので、ちょっと一つお聞きしたいと思います。

この消防団員の旅行といった場合に、具体的にはどのようなケースで、また、いかほどの頻度であるのかということについて答弁をお願いします。

○防災課長（福士智広） 消防団における旅行ということですが、主に消防団員の研修や他地域との交流を目的として行われております。その内容につきましては、消防団の幹部が東京の消防大学校や県の消防学校での研修参加のために年に12名ほど旅行をしているほか、2年に一度、友好都市の斜里町を訪問して消防団と交流するために、1回につき5名程度が旅行しております。このほか、消防団の重要事項を協議する幹部職員による市内での会議への出席に伴うものが年に数回となっております。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 議案第20号 弘前市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第20号弘前市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正

する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第20号弘前市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額及び加算額を改定するなど、所要の改正をしようとするものであります。それでは、改正内容について御説明いたしますので、お手元の配付資料を御覧願います。

2、改正内容について御説明いたします。

政令に規定される非常勤消防団員の補償基礎額、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額及び最高額、並びに扶養に係る補償基礎額の加算額が改正されております。それに合わせて、(1)非常勤消防団員の補償基準額を規定する別表を表の上段の現行から下段の改正案のとおり改正いたします。また、(2)消防作業等従事者の補償基礎額の最低額を9,700円から1万円に、最高額を1万4500円から1万5000円に改正しようとするものであります。

裏面を御覧願います。

(3)扶養に係る補償基礎額の加算額のうち、配偶者に係る加算額を廃止とし、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る加算額を383円から433円に改正しようとするものであります。

3、施行日といたしまして、改正政令の施行日に合わせて、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 説明書にも非常勤消防団員等というふうにあるわけですが、この損害補償の対象について、どこまでなのかということが一つです。

もう一つは、説明書の中には政令の一部改正に伴うということだったのですが、どのような改正であったのかということが二つ目です。

三つ目は、この損害補償の基準の変更というのはどのような、どの程度の頻度で行われているのかと、この三つについて答弁をお願いします。

○防災課長（福士智広） まず、消防団員等の「等」の部分でございますが、非常勤消防団員等ということで、この等には非常勤消防団員のほかに消防作業等従事者という形で、具体的には消防の火災現場等において応急消火義務者の行う応急消火に協力を行った者、火災現場で消防業務の協力した者であったりとか、それから救急業務協力者、救急作業の協力をした者、それから水防事業者、水防の事業に従事した者、それから応急措置従事者、市町村区域内での大きい災害、発災したときに、市から要請を受けて協力業務に従事した者、こういった方々も、この非常勤消防団員ではなくても、同じように補償しようとするものでございます。

それから、今回の基準政令のほうの改正内容につきましては、今回の基準政令の改正は、近年の物価変動や国家公務員の賃金動向などの社会経済情勢を踏まえて、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改正されております。具体的には、非常勤消防団員及び消防作業従事者の補償基礎額が最大で500円の増額となったほか、扶養親族である子がいる場合の加算額が50円の増額となっております。また、国家公務員の配偶者に係る扶養手当が廃止されたことに伴いまして、配偶者がいる場合の加算は廃止となっております。

それから、三つ目の、改正の頻度でございますが、この基準の政令のほうも、社会情勢の変化等に応じて、補償基礎額や扶養に係る加算額及びその他の規定が適宜改正されております。近年では、令和7年2月、その前は令和6年2月、それから令和2年といった形で、ここ数年は毎年のように調整で金額も変わってきていますので、それに合わせた形で改正が行われております。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

---

議案第35号 工事請負契約の締結について（令和7年度弘前市斎場長寿命化改修工事（建築工事））

---

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第35号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。

弘前市斎場長寿命化改修工事（建築工事）に係る議案第35号につきまして、工事概要をまとめた資料及び図面のほか、入札執行書をお配りしております。

それでは、議案第35号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、老朽化した弘前市斎場の長寿命化を図るための改修工事に加えて、待合室などのバリアフリー化等を施すものであります。また、本工事は、斎場の利用に支障がないよう、仮設管理待合棟と仮設動物炉棟を使用しながら、執務並行改修を行うものとなります。

工事名称は令和7年度弘前市斎場長寿命化改修工事（建築工事）で、工事場所は弘前市大字常盤坂二丁目20番地1ほかであります。

工事の概要につきましては、斎場本体の防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修のほか、改修完了後には、仮設管理待合棟及び仮設動物炉棟の解体を行うものとなります。

契約金額は4億920万円、契約の相手方は株式会社工藤工務所、竣工期限を令和9年10月31日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず、今回、参加者が1者だったということなので、なぜ1者なのか

と。

二つ目は、株式会社工藤工務店の概要について答弁をお願いします。

三つ目は、評価点についてですけれども、技術評価点が4.5点ということだったのですけれども、この技術評価点の企業の施工能力と配置予定技術者の能力の配点基準と、その評価結果について、まずは答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、参加者の1者についてです。

本工事は、火葬炉の供用を継続しながら実施する執務並行改修となり、火葬炉等の改修工事については1日当たりの作業時間が夕方以降に限定されるため、通常の工事と比べて作業時間が短くなっております。このため、工期が長期化し、現場に専任で配置する技術者の拘束期間も長くなることなどから、参加を見送る業者が多く、結果として、応募者が少なかったものと考えております。

次に、株式会社工藤工務所の概要についてです。

工事の落札者は株式会社工藤工務所で、市内に本店を有し、建築一式工事A等級に格付されております。直近では、令和7年度弘前市斎場仮設管理待合棟・仮設動物炉棟設置工事(建築工事)を施工中であります。

次に、技術評価点の配点基準と評価結果についてです。

技術評価点における企業の施工能力につきましては、過去15か年度における工事の施工実績、過去3か年の市の発注工事における同種工事の工事成績評定点の平均点、過去3か年度における優良工事表彰の部分の3項目を定めており、落札者は5.5点中2.5点となっております。次に配置予定技術者の能力の項目として、配置予定技術者の過去15か年度における同種工事の主任技術者・監理技術者・特例監理技術者または現場代理人としての施工経験の有無、保有資格、過去3か年度における優良工事表彰の有無の3項目を定めており、落札者は4.5点中1点となっております。

○17番（千葉浩規委員） 技術評価点についてですけれども、企業の施工能力が5.5点に対して2.5点と。配置予定技術者の能力が4.5点に対して1点と。全体としては、そのほかの点数もあるので、全体としては12点に対して4.5点ということで、これまでも入札の議論をいろいろとしてきたわけですが、この技術評価点が本当にこれまでになく低いのではないのかなというふうに思うわけです。

この技術評価点の点数の結果をどのように評価しているのか答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 技術評価点の点数の評価についてです。

技術評価点について、当該入札の落札者は4.5点であります。今回の落札者は、技術評価点に関わる評価項目のうち、優良工事表彰、優良工事技術者表彰及び配置予定技術者の施工実績の項目が零点であったことなどから、低い結果となっておりますが、落札者は公共工事の施工実績も豊富であり、平成24年度弘前市民会館大規模改修工事(建築躯体更生等工事)、契約金額8億2393万5000円と本工事の予定価格以上の施工実績や、令和2年度南中学校トイレ改修工事、平成28年度鷹揚園公園(仮称)二の丸利活用施設新築工事などの実績を有していることから、施工に支障はないものと考えております。

○17番（千葉浩規委員） 今回、やっと建設工事業者がこうやって決定となるということなのですけれども、工事全体の今後のスケジュールはどうなっていくのか、答弁をお願いします。

○環境課長（葛西正樹） 今後のスケジュールでございますが、現在、仮設管理待合棟、動物炉棟の建築工事を進めております。あわせて、仮設等の電気設備工事、機械設備工事及び火葬炉

設備工事に着手しており、令和8年7月の完成、8月からの運用開始を予定しております。

本議案の建築の本体工事につきましては、令和8年4月着手を予定しており、8月の仮設棟の運用開始後、本体の施工を本格的に行う予定としております。

なお、本体の改修は令和9年の竣工を予定しておりますが、その後、仮設棟の解体を行いますので、工事としての竣工は令和9年10月を予定しております。また、その後、工事最終年度でございますので、令和9年度には駐車場の舗装の改修等を行う外構工事も予定しております。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

議案第21号 弘前市議会議員及び弘前市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第21号弘前市議会議員及び弘前市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（奈良道明） それでは、議案第21号弘前市議会議員及び弘前市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

市町村合併前の弘前市において、平成6年に条例化・制度化した市議会議員選挙及び市長選挙の選挙運動に係る公費負担制度は、費用のかからない選挙の実現と、選挙運動に関して候補者間の公平性を確保することなどを主な目的として、これまでも必要に応じ、その限度額の改定をしてきております。

今回の改定は、昨今の人件費及び物価等の高騰による経済状況から、国において公職選挙法施行令の一部を改正し、国政選挙における限度額を引き上げたことや、県内他市の公費負担の実施状況を踏まえ、候補者の自動車の使用、ポスター及びビラの作成に係る費用の限度額を引き上げ、国と同一水準にしようとするものであります。

それでは、具体的な改正内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第2条では、自動車の使用について、1日当たりの限度額を5万1500円から6万4500円に改定しようとするものであります。

第4条第1号は、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約、以下、一般運送契約と言いますが、いわゆるハイヤー使用の場合の額を定めたものでありまして、1日当たりの額を5万1500円から、第2条で定める自動車の使用の限度額である6万4500円に改定しようとするもので、この額には自動車使用料、燃料費及び運転手日当が含まれております。

第4条第2号は、一般運送契約以外の契約、いわゆるレンタカー等を使用する場合の1日当たりの限度額を定めたもので、アでは自動車の借入れについて、1日の限度額を1万3390円から1万6100円に、イでは燃料費について、1日当たりの限度額を7,210円から7,700円に、ウでは運転手の日当について、1日当たりの限度額を1万円から1万2500円にそれぞれ改定しようとするものであります。

次に、第8条は、選挙運動用ポスター作成費用の公費負担限度額と支払い手続を定めたものでありますが、選挙運動用ポスターにつきましては、公職選挙法の改正により本年1月1日から、規格が長さ42センチメートル、幅30センチメートル以内から長さ42センチメートル、幅40センチメートル以内とされております。

選挙運動用ポスターの作成費は、印刷費と企画費からなるものでありますが、限度額の改定に当たっては、ポスターの大きさの変更も勘案し、印刷費単価を285円67銭から586円88銭に、企画費を11万8700円から31万6250円に改定しようとするものであります。

今回の改正により、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価は、市議会議員一般選挙の場合が1,296円、市長選挙の場合が1,156円となります。

最後に、第9条及び第11条は、選挙運動用ビラ作成費用の公費負担とその限度額を定めるものでありますが、1枚当たりの限度額を7円51銭から8円38銭に改定しようとするものであります。

本一部改正条例は、公布の日から施行することとしており、来る4月12日執行の弘前市長選挙及び弘前市議会議員補欠選挙からは、改正後の額が適用されることとなるものであります。

説明は以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 1回で聞きますので。

まず、ポスターの改定率なのですが、今説明があったとおり、規格が変更になったということもあるでしょうけれども、とにかくこの改定率がほかの費用に比べても断トツに大きいということなので、特に企画費なんかはかなりアップしているということなので、何でこう断トツに大きくなったのかというのが一つです。

もう一つは、今回の市長選挙・補選にも適用されるということなのですけれども、であるならば、作成する側から見れば、もう少し余裕があったほうがよかったのかなと思うのですよね。何かそういう意味では、余裕を持って12月議会でもよかったのではないかなと私は思うのだけれども、なぜ今回の議会の提案になったのかというのが二つ目です。

あと、参考までに、一般会計予算には県議選の予算も盛られているのですけれども、この公費負担について、もし県の動きが分かればお答えしていただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局次長（笹 広人） ポスターの改定率についてですが、まず、国の算定基礎について調査しましたが、国では公にはしておりませんが、過去の国会答弁を確認したところ、令和3年に、選挙運動用ポスターについて、作成単価の上限額は何を基準としてどのように算定しているのかという質問がありまして、それに対しまして、公職選挙法施行令第110条の4第2項各号に定める金額は、企画費及び印刷費の積算に基づいており、これまで

一般財団法人経済調査会が発行している積算資料等の資料に記載されている単価、物価の変動等を考慮して見直しを行っており、適正であるとの答弁をしております。

今回の企画費の大幅なアップということについてであります。企画費には一般的な図案等の構成に係る費用のほか、写真撮影等に要する経費も含まれているものでありますので、昨今の物価や人件費の高騰・上昇による影響が反映されたものであると理解しております。

次に、なぜ本議会に提案になったのか、もっと余裕を持ったらいいのではないかということなのですけれども、昨今の物価高騰基調にある中で、国における額の引上げがなされたことから、検討を始めたものであります。また、公職選挙法の改正により、本年1月1日からは、選挙運動用ポスターの規格について、長さ42センチメートル、幅30センチメートル以内が、長さ42センチメートル、幅40センチメートル以内へと変更されるなど、さらに選挙運動費用の増高が見込まれるところであります。

また、県内他市においては、既に三沢市や平川市の2市が国と同じ水準で限度額を設定しており、さらには、青森市、黒石市、十和田市が3月議会において、国の限度額に合わせて条例改正を行い、改正することとしている予定です。

また、市内民間事業者へも、自動車に係る費用や選挙運動用ポスター、ビラの作成費用の調査を行ったところ、国政選挙における公費負担限度額とおおむね同水準であると確認されたことなどから、総合的に判断したことによるものであります。

また、県の動きについてなのですけれども、県においては、国と同じ水準で限度額を設定し、公費負担しているということになっております。

○2番（工藤裕介委員） 私のほうから質疑させていただきたいのですけれども、今、国政にいろいろと準ずる形で算定をしているということだったのですけれども、この一般運送契約以外の燃料の部分となると、各自治体で結構差が出てきたりするのかなと思うのですが、ここも国に準じた内容で算出されているのか、その辺りの算出基準というのが自治体であるのかどうか教えてください。

○選挙管理委員会事務局次長（笹 広人） 各自治体によっては、算定基準というのは基本的には示されていないのが現状でして、過去に当市においても、ポスターについては各業者に聞き取りを行いまして、その中で平均を取るような形であるとか、そういうことで設定をかけたものでありますけれども、昨今、やっぱり国の水準に合わせたほうがより具体的で分かりやすいということで、各自治体においては国の水準を基に進めている状況であります。

○2番（工藤裕介委員） ごめんなさい、恐らく私の聞き方がおかしかったのかもしれないですけれども、ポスターであったり、ほかの部分に関しては、先ほどのポスターの企画費であったりというのは、国の算定、国の基準の金額で、大体全国平均を取れるのかなと思うのですけれども、燃料に関しては、なかなかそういうふうにはいかないのかなと思っていて、もともとこの現行の7,210円というのも、結構、昨今のガソリン代、原油の値上がりにおいては、非常に厳しいところだなと今までも思っていた中で、この改定率が6.8%で、今、テレビでの推測によるものでもすけれども、今の世界情勢において、原油価格の高騰でこれからガソリン代が200円以上になってくるような予測もある中で、この改定後の7,700円というのは、これでもまだ非常に厳しい状況なので、厳しいといいますか、ちょっと現在の状況にマッチしていない金額なのかなとどうしても思ってしまうのですけれども、その辺りの燃料の算定基準はどのようになっているのか、改めて教えてください。

○選挙管理委員会事務局次長（笹 広人） 燃料費ということなのですけれども、やはり国のほ

うで、一応金額的に7,700円ということでの水準を取っておりますけれども、やっぱり昨今の世界情勢を見て、燃料の価格は上がったり下がったりするようなことが多いと思います。

ただ今回は、やはり国の示している基準を基に進めていきたいと。今後、恐らくですけれども、国のほうでもこういうやり方という指針が示された場合は、速やかに当市も対応してまいりたいと考えております。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

#### 議案第34号 弘前市旧相馬村区域過疎地域持続的発展計画案について

---

○委員長（外崎勝康委員） 最後に、議案第34号弘前市旧相馬村区域過疎地域持続的発展計画案についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。相馬総合支所長。

○相馬総合支所長（工藤 浩） それでは、議案第34号弘前市旧相馬村区域過疎地域持続的発展計画案について、その概要を御説明申し上げます。

本議案の内容につきましては、配付させていただきました資料により御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

まず、1の計画策定の趣旨であります。令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法が施行されたことに伴い、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする弘前市旧相馬村区域過疎地域持続的発展計画(前期計画)を策定しておりますが、令和8年3月31日をもって計画期間が満了となることから、引き続き同じ過疎法に基づく後期計画を策定しようとするものです。

次に、2、当市(旧相馬村区域)が過疎地域となる根拠でございますが、旧相馬村区域は、市町村合併後も過疎地域であった旧市町村を引き続き過疎地域とみなす、いわゆる一部過疎として指定されてきました。

現行の過疎法においても、人口要件及び財政力指数のそれぞれの要件を満たしており、引き続き一部過疎として指定されております。また、この過疎法は10年間の時限立法であることから、旧相馬村区域は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間過疎地域となります。

資料の3ページを御覧いただきたいと思います。

御参考までに、青森県の過疎地域等の状況でございますが、令和7年4月1日現在で、県内40市町村のうち、当市の旧相馬村区域を含む32市町村が過疎地域として指定されております。

次に、資料の1ページにお戻りいただきたいと思います。

3、計画の概要について御説明申し上げます。

(1)計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間となっております。

(2)計画の記載内容は、過疎法に定められている事項に沿って、①の基本的な事項、②の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から⑩の再生可能エネルギーの利用の推進までの12項目で構成されており、前期計画と同じ構成となっております。

①の基本的な事項では、本市の概況や人口及び産業の推移と動向等について記述しており、最初に市全域について説明し、その次に旧相馬村区域について説明する形で記載しております。

②の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から⑩の再生可能エネルギーの利用の推進については、旧相馬村区域について記載しております。その内容は、現況と問題点、その対策、令和8年度から令和12年度までに予定している事業の計画等となっております。

資料の2ページを御覧ください。

4、後期計画の主な変更点でございます。

同じ過疎法が適用されるため、基本的に前期計画を踏まえた内容となりますが、主な変更点といたしまして、1点目は、計画本文内の国勢調査等のデータを最新データに更新しております。2点目は、人口に関する旧相馬村区域の目標値を新たに設定しております。3点目は、計画搭載事業を変更しております。前期計画では62事業で事業費約32億円となっておりますが、後期計画では43事業、事業費約21億円となり、19事業、約11億円の減となっております。そして、4点目として、星と森のロマントピアの休止に伴う計画本文の修正などを行っております。

次に、5、過疎対策事業債の対象事業となる主な事業計画について、分野ごとに御説明申し上げます。

2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成では、過疎対策事業債を財源としないことから、事業計画としては掲載しておりませんが、相馬地域の魅力を発信し、交流人口の増加を図るため、令和8年4月で任期満了となる第4期地域おこし協力隊に続き、令和8年10月頃をめどに第5期隊員を迎える予定となっております。

3の産業の振興では、農業の基盤整備、観光レクリエーションに関する事業等を行うこととしており、県営紙漉沢地区畑地帯総合整備事業、黒滝地区農道整備事業、そうまロマントピアスキー場整備事業等を計画しております。

4の地域における情報化については、特に事業計画は掲載しておりませんが、情報処理・通信技術を担う人材の育成及びインターネット環境の整備と構築に努めてまいります。

5の交通施設の整備、交通手段の確保では、市道・林道の整備や維持管理のほか、橋梁の長寿命化計画に基づく予防保全的な維持管理に努めることとしており、道路改築事業、林道施設維持改修事業、雪寒機械購入事業等を計画しております。

6の生活環境の整備では、上下水道のインフラ整備として、水道施設整備事業、公共下水道処理区統合事業、農業集落排水処理施設改築事業等を計画しております。

7の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、地域子育て支援センター事業により、子育て支援機能の充実を図ることとしております。また、相馬地区まるごと健康塾事業の実施により、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、ひきこもり防止に引き続き

努めるほか、相馬地区内の社会福祉関係団体の活動を支援するため、相馬地区福祉バス運営事業の実施を計画しております。

8の医療の確保については、特に事業計画は記載しておりませんが、津軽地域保健医療圏を構成する市町村及び圏域内の医療機関等の連携・協力により、救急医療体制を維持するとともに、地域福祉団体が行う通院の移動支援サービスや民間診療所の患者送迎により、地区住民の受療機会を確保することとしております。

9の教育の振興では、相馬球場改修事業等、教育関連施設の改修、相馬小学校スクールバス運営事業、相馬地区スポーツ振興事業費補助金の交付を計画しております。

10の集落の整備では、特に事業計画は記載しておりませんが、相馬地区では、住民一人一人が課題解決に向けて主体的に取り組む住民自治の仕組みを構築するため、地域運営組織の設立を検討している状況であり、市としてもその支援を継続いたします。

11の地域文化の振興等では、奇習・神秘ろうそくまつり伝承事業費補助金の交付により、事業の安定運営と地域文化の伝承に寄与することとしております。

12の再生可能エネルギーの利用の推進では、これまで取り組んでまいりました御所温泉から出る廃湯を熱源とした融雪等を引き続き実施するため、定期的な点検に基づいて計画的に整備を行い、施設の長寿命化を図るため、御所温泉省エネルギー対策事業を計画しております。

以上、これらの計画に沿って、旧相馬村区域の活性化や振興を図っていくこととしておりますが、事業実施につきましては、各年度における財政事情などを十分勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

以上が本議案の内容でございますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず、作成過程について質疑をさせていただきます。

本計画の15ページには、弘前市総合計画を踏まえてといった記述や、18ページには、弘前市公共施設等総合管理計画で定める基本方針に適合してといった記述があるわけですが、そういうこともあるので、この計画策定に当たっては、全庁的な討議というものは行われたのかどうかというのが一つです。

もう一つは、現計画の14ページに、町会長会議において計画の達成状況を評価するというふうに記載されているのですが、この今の現計画への評価も含めて、この町会長会議では、次期計画作成に向けてどのような取組であったのか。また、相馬村地域には様々な団体があるかと思いますが、そこでの意見集約はどうだったかということで、作成過程について、まず一つです。

もう一つ、次に、目標についてですが、現計画では、出生率を目標にしていたのだけども、そこが、次期計画では生産年齢人口に変更になっているということなのだけども、その理由について。

あと、生産年齢人口が地方自治体の活力の指標というふうにしているのだけども、その規定の根拠は一体何なのかと。

あとは、現計画には財政力に関する目標というのがあったのですが、今議論している次期計画にはそれがカットされているということなので、その理由について答弁をお願いしたいということです。

あとは、各事業についてですが、地域おこし協力隊の導入について質疑しようかと思っていたのですが、今説明がありましたので、これは取り下げます。

各事業ということで、産業振興、ここの24ページに、星と森のロマントピアの休館後の新たな活用策を検討するというふうにされているのですけれども、新たな活用策が打ち出された際、今回のこの計画ではどのような対応になるのかということなのです。

次に、7の子育て環境の確保、福祉の向上及び増進の項目についてですけれども、38ページ、39ページ、事業計画で、子育てや高齢者健康向上の事業で拡充が盛られているということで、これは大変すばらしいことだなというふうに思うわけですが、この事業をどのような体制で、また人員の配置で進めようとしているのかということなのです。

続きまして、10の集落の整備の項目、48ページ。事業計画から相馬むらづくり協議会負担金という記述がカットされたわけですが、その理由について答弁をお願いします。

○相馬総合支所長（工藤 浩） まずは、計画作成に当たっての全庁的な検討が行われたかという御質疑ですが、計画の策定過程に当たっては、関係する計画を踏まえ、庁内各課に対し、過疎計画への掲載計画の照会や、改めて過疎計画案全体の内容を再確認していただいているほか、連絡調整会議及び市政推進会議での審議を経ておりまして、全庁的な検討が行われております。

次に、町会長会議での地域計画策定に向けての取組、あるいは団体の意見の集約といった御質疑でございますけれども、相馬地区の町会等をはじめとした39の関係団体に対しまして、昨年6月に計画の意見要望を受付しておりまして、防犯灯設置の1件を事業計画に反映したほか、昨年12月の町会長会議においても、計画に関する意見要望を受付したところでございます。この会議では意見要望はありませんでしたが、計画策定に限らず、相馬総合支所では町会からの意見要望を随時受付しており、地域の声はおおむね反映されているものと考えております。また、当初、今月開催を予定していた町会長会議ですが、日程の関係で来月開催ということになりますが、この来月開催の町会長会議においても、過疎計画の達成状況や策定について報告する予定としております。

次に、目標の関係ですが、出生率あるいは生産年齢人口、それからその生産年齢人口が地方自治体の活力の指標となる根拠といったところでございますけれども、まず、人口に関する目標といたしまして、前期計画において設定していた出生率についてであります。弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略を兼ねました新たな弘前市総合計画後期基本計画におきましては、令和8年以降の目標値が設定されていないことから、今回、過疎計画の後期計画から除外したものでございます。また、過疎計画においては、市全体の目標値だけではなく、過疎地域である旧相馬村区域独自の目標値も必要であるとの判断から、地方自治体の活力の指標となる生産年齢人口の減少率について新たに設定したものであります。

次に、生産年齢人口が地方自治体の活力の指標となる根拠ということですが、生産年齢人口が地方自治体の活力の指標とみなされる理由は、法律で明確に定められた規定があるわけではございませんで、統計学的、政策的根拠に基づく実務上の指標という位置づけとなっております。その指標とされる主な根拠といたしましては、1点目が国の社会人口統計体系では基本指標として扱われていること。2点目、地方創生政策では自治体の将来の活力や持続可能性を判断する重要指標として取り扱われていること。3点目、学術研究においても自治体の持続可能性を測る指標として定着していること。4点目、政策ツールでありますRESAS——地域経済分析システムにおいても自治体分析の主要指標とされていることなどが挙げられまして、一貫して自治体の持続性を測る重要指標として扱われているため、政策実務上の根拠としては確かなものであると考えております。

次に、財政力に関する目標が削除された理由ということでございますけれども、財政力に関する目標として、前期計画において設定していた市民納税義務者数1人当たりの課税対象所得という目標につきましては、出生率の目標値の削除理由と同様、弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略を兼ねた新たな弘前市総合計画後期基本計画において、令和8年以降の目標値が設定されていないことから除外したものであります。

次に、ロマントピアの関係でございますが、今後、活用の方向性が決まった場合の取扱いということでございますけれども、ロマントピアの活用の方向性が決まりまして、過疎対策事業債を活用した事業を実施する場合には、県との協議、議会の議決等、計画変更に関する所定の手続を経て、計画に追加掲載することになります。

次に、子育てあるいは高齢者健康向上の事業の充実ということでの同様な体制、人員の配置等についてでございますけれども、この項目で新たに行う事業といたしましては3事業ございまして、地域子育て支援センター事業、高齢者健康トレーニング教室及び御所温泉健康推進事業の3事業となっております。

まず、地域子育て支援センター事業ですが、地域全体で子育てを支援する拠点の形成を図り、子育て中の親子の交流の場の提供、育児相談・援助、子育て関連情報の提供、子育てに関する講習等を実施するため、業務委託により実施する事業となっております。相馬地区の地域子育て支援センターについては、平成19年度に市直営で設置され、平成31年度から委託となっておりますが、近年、若い世代の定住促進や子育て環境の充実が過疎対策において一層重要になっていることから、当該事業計画の枠組みの中に新たに位置づけたものでございます。支援センターについては、おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保し、子育てに関する知識と経験を有する専任職員を3名配置することとしております。

次に、高齢者健康トレーニング教室(ロマントピア教室)移転事業(ソフト事業分)については、今年度までロマントピアで実施してきた教室を、相馬地区でより交通の利便性の高い御所温泉で開催するものです。65歳以上の市民の健康づくり、介護予防を図るため、パワーリハビリテーション等の運動教室を通年開催するものであります。特定非営利活動法人スポネット弘前に引き続き委託して事業を実施することとしており、職員3名体制で行う予定となっております。

最後に、御所温泉健康推進事業であります。温泉を利用する市民に対しまして、健康相談員1名が血圧測定や健康相談を行うことにより、健康増進を図る内容となっております。

あとは、相馬むらづくり協議会負担金の記載がなくなった理由というところでございますけれども、相馬地区には地域おこし協力隊の活動を支援する地域おこし協力隊活動応援協議会がございまして、当協議会が同じような役割を担っていることや、農村RMO——地域運営組織の県補助金の交付を受けて活動している状況であることを踏まえ、計画への掲載を見送ったものでございます。

○17番(千葉浩規委員) 一つ、この機会にちょっとお聞きしたいのですけれども、地域おこし協力隊についてですけれども、相馬村地域ではどんな役割を果たしてきたのかということと、現在の隊員2名については今年4月をもって満了ということになるというふうに伺っているのですけれども、今後のこの地域おこし協力隊の活動概要とスケジュールについて、最後、答弁をお願いします。

○相馬総合支所総務課長補佐(田澤千佳) まず、地域おこし協力隊が相馬地域でどのような役割を果たしてきたのかということでございます。

相馬地区の地域おこし協力隊については、集落点検や地域行事、コミュニティーに関する支援活動、地区の伝統文化振興支援など、地域おこし活動のみならず、集落や伝統文化の維持など、地域の課題解決に寄与する活動を行ってまいりました。また、県外からの移住者目線で得意分野を生かした活動を行ってきたことにより、地域住民との連携が生まれたほか、新たに地域資源が掘り起こされるなど、様々な効果が現れていると認識しております。

続いて、今後の地域おこし協力隊の活動概要とスケジュールということでございます。

現在の第4期隊員2名は、今年4月をもって任期満了となります。今後は、今年10月頃をめどに、第5期隊員2名を配置する予定となっております。その活動については、例えば特産品を使った新商品開発や伝統行事の継承、SNSや広報誌での情報発信などを想定しております。

○2番（工藤裕介委員） 私のほうからは、2件ですね。

まず、9の教育の振興というところの確認で、児童生徒数の推移・推計というものが示されております。これは教育委員会の学校整備課からの資料提供ということですが、これは相馬小学校の推計、令和8年、9年、10年と、これは恐らく今の、ある程度しっかりとした推計なのだと思うのですが、令和10年で36名となっていて、ということは、大体令和2年、そして3年とか、その辺りに生まれた出生数を見ると、弘前市全体で非常に少なくなっているのが分かるので、36名という数字がある程度、今の推定における明確な数字なのかなと思うのですが、すごく難しい質疑ですけれども、ちょっとここについての所感といいますか、今出ているこの推計において、支所長としてどう考えられているのか、簡単におっしゃっていただければよいです。

あとは、もう1点、ロマントピアから移行になる高齢者健康トレーニング教室について、御所温泉での運用になる計画だということで、中央公民館のほうに移行になるのかなと何となく私のほうで考えていたのですが、今、御所温泉だということでおっしゃっていただいたので、そのスペースということが、今のロマントピアよりも縮小になったりするのか、それとも同規模で運営できるのか、そこに高齢者の新たな需要というか、これから増える可能性もあるようなことが記されている中で、そこに弊害が出ないのかどうかを教えてください。

○相馬総合支所長（工藤 浩） まずは、教育の御質疑ということで、相馬小学校・中学校の児童生徒、今後大幅に減っていく見込みであるということにつきましては、これも弘前市あるいは旧相馬村区域の人口減少の中では、やむを得ない部分もあるのかなと、非常に厳しい数字であるということで受け止めております。今回の計画においても、やはり人口減少を減少でなく、ゼロあるいは増加に持っていくというのは非常に困難であるという認識は持っておりまして、そのような中、減少するのは減少でも、様々な市の各種施策を通じて、その減少のスピードを抑えると、抑制するという形で取り組んでいかざるを得ないのかなというふうに考えております。

そういった中で、計画の中でも、移住・定住ということも項目として掲げておりまして、地域おこし協力隊などの取組のほか、様々な施策を通じて、減少する中でも、旧相馬村区域、相馬地区についても、移住・定住していただけるような取組を継続していく中で、相馬小学校・中学校の児童生徒数についても減少の抑制を図っていければということで考えております。

ロマントピアから移転してまいります高齢者健康トレーニング教室でございますけれども、実施している場所の面積については、多少狭くなるのかなというのがございますけれども、今考えておりますのは、御所温泉の和室が二部屋つながっているところがありまして、そちらの床を補強・改修して、重量のあるトレーニングマシンを置けるような形にして、そこを使って

いただきたいということで考えておりました。

そういった中で、御所温泉に移ってくるということで、相馬総合支所の場所が路線バスの発着所になっているということで、交通の利便性は高まるのではないかとすることはまず考えておまして、プラス、今まで温泉に入って帰られるだけの方が、あそこで何をやっているのだろうかということで、トレーニング教室に興味を持っていただくとか、あるいはトレーニング教室の運動を終えて汗をかいた方に御所温泉に入って帰っていただけるような形になればいいなどということで、健康増進という点での相乗効果を期待しているものでございます。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

〔理事者退室〕

次に、案件2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についてを議題といたします。

暫時休憩して会議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

【午前11時33分 休憩】

---

休憩中、委員長より、常任委員会の行政調査を議会閉会中に実施する場合、調査実施前の本会議において、閉会中の継続審査事件について議決を得る必要がある。その際の調査事項は、ある程度具体的な事項とする必要があることから、配付している調査事項案を総務常任委員会の調査項目としてよろしいか御協議いただきたいとの説明がなされ、協議の結果、異議なく了承されたところである。

---

【午前11時35分 開議】

○委員長（外崎勝康委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、配付しております調査事項「行財政改革・事務改善等について」「広聴・広報行政等について」「情報化推進行政等について」「広域行政等について」「市有財産の管理運営等について」「入札制度等の契約事務について」「安全・防災行政について」「その他、他の常任委員会の所管に属さない事項」を閉会中の継続審査事件として決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査事件として可決いたしました。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時36分 散会】